

利根町告示第8号

令和2年第1回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月21日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和2年3月2日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和2年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	3. 2	月	本 会 議	開会 提出議案説明 特別委員会付託 総務産業建設常任委員会付託	午前10時
2	3. 3	火	休 会	議案調査	
3	3. 4	水	本 会 議	一般質問（2人） 一般質問（2人）	午前10時 午後1時30分
4	3. 5	木	本 会 議	一般質問（2人） 一般質問（2人）	午前10時 午後1時30分
5	3. 6	金	本 会 議	一般質問（2人） 一般質問（1人） 質疑・討論・採決	午前10時 午後1時30分
6	3. 7	土	休 会	議案調査	
7	3. 8	日	休 会	議案調査	
8	3. 9	月	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
9	3. 10	火	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
10	3. 11	水	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
11	3. 12	木	委 員 会	総務産業建設常任委員会（請願付託 審査）	午後1時30分
12	3. 13	金	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
13	3. 14	土	休 会	議案調査	
14	3. 15	日	休 会	議案調査	
15	3. 16	月	休 会	議案調査	
16	3. 17	火	休 会	議案調査	
17	3. 18	水	本 会 議	質疑・討論・採決 ICT化特別委員会設置について 閉会	午前10時

令和2年第1回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和2年3月2日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	峯山典明君	7番	花嶋美清雄君
2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	新井邦弘君
6番	石山肖子君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	海老澤勤君
総 務 課	長	飯塚良一君
企 画 課	長	川上叔春君
財 政 課	長	大越達也君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	桜井保夫君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	花嶋みゆき君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保 險 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長		直江弘樹君
経 済 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長		近藤一夫君
建 設 課	長	中村敏明君
都 市 整 備 課	長	飯田喜紀君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長	青木正道君
生 涯 学 習 課	長	久保田政美君

指 導 室 長 直 井 由 貴 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	大 越 克 典
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

2 番	山 崎 誠一郎 君
3 番	片 山 啓 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和2年3月2日（月曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第2号 利根町学校給食費条例
- 日程第4 議案第3号 利根町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 利根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 利根町営霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第10 議案第9号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第11号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第12号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第13号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第14号 利根町すこやか交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第15号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について

- 日程第17 議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算
日程第18 議案第17号 令和2年度利根町国民健康保険特別会計予算
日程第19 議案第18号 令和2年度利根町公共下水道事業特別会計予算
日程第20 議案第19号 令和2年度利根町営霊園事業特別会計予算
日程第21 議案第20号 令和2年度利根町介護保険特別会計予算
日程第22 議案第21号 令和2年度利根町介護サービス事業特別会計予算
日程第23 議案第22号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
日程第24 請願第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見
書採択の請願書
日程第25 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第2号
日程第4 議案第3号
日程第5 議案第4号
日程第6 議案第5号
日程第7 議案第6号
日程第8 議案第7号
日程第9 議案第8号
日程第10 議案第9号
日程第11 議案第10号
日程第12 議案第11号
日程第13 議案第12号
日程第14 議案第13号
日程第15 議案第14号
日程第16 議案第15号
日程第17 議案第16号
日程第18 議案第17号
日程第19 議案第18号
日程第20 議案第19号
日程第21 議案第20号
日程第22 議案第21号
日程第23 議案第22号

日程第24 請願第1号

日程第25 休会の件

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、令和2年第1回利根町議会定例会を開会します。

このたびのコロナウイルスにより、亡くなられた方にお悔やみ申し上げます。また、この騒動が一刻も早く終息することを願っております。

コロナウイルス感染拡大防止のため、活動自粛を政府が発表したことを受け、利根町議会でも運営について協議しました。その結果、接触者を最小限に抑えるため、今定例会における本会議及び委員会の傍聴席を開放しないことに決定いたしました。

また、議員の飛沫感染防止策として、質問席を設置しましたので、一般質問や質疑をする際、あらかじめご了承ください。

なお、本会議でのマスク着用は許可いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員より、令和元年11月分から令和2年1月分の現金出納検査の結果報告がありました。また、閉会中において、会議規則第127条の規定により、議員派遣をしたので報告するとともに、それぞれの写しを配付しております。

ここで、派遣議員に内容についての報告を求めます。

まず、第5世代移動通信システム研修について、2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） 山崎でございます。

件名1番、第5世代、いわゆる5Gでございますが、これの移動通信システム研修の議員報告をさせていただきます。

令和元年、昨年12月19日に、船川議長、新井副議長、若泉議員、五十嵐議員、石山議員、大越議員、峯山議員、そして私、山崎の8名で、神奈川県横須賀市にありますNTTドコモR&Dセンター内のWHARFという施設を見学してまいりました。

このWHARFとは、将来の移動通信とスマートライフを体感できる施設となっており、2020年4月、来月であります。国内で開始予定の5Gによるデータ転送の大容量化、また、高速通信化等による未来の生活、新しいコミュニケーションの世界を、映像や実際にシステムに触れて体験してまいりました。

これから普及する、この5Gを身近に体験したことで、今後の教育、農業、交通、観光、

医療，福祉，環境，議会など，さまざまな分野において，ICT化に向けた調査研究に取り組んでまいりたいと思います。

以上，ご報告いたします。

○議長（船川京子君） 次に，栃木県芳賀町行政視察について，6番石山肖子議員。

〔6番石山肖子君登壇〕

○6番（石山肖子君） 令和2年1月21日に，議員7名が栃木県芳賀郡芳賀町の行政視察を行いました。

内容は，芳賀町生涯学習センターを廃校施設として有効活用されるに至るまでの経緯です。

閉校までの基本方針決定，活用検討の段階での調査，地域特性，住民ニーズに対応するための住民参加の手法などをお伺いしてまいりました。

芳賀町は，九つの小学校の統合についての審議等を平成4年より始め，平成8年には第2次の審議会を立ち上げ，平成9年には小学校再編大綱を制定，地区推進委員会により各地区からの意見要望を募りました。

平成10年より統合が始まり，平成18年までに3校への統合を行いました。

芳賀町の廃校活用については，文科省のみんなの廃校プロジェクトにも掲載されており，例えば，総合情報館，デイサービスセンター，生涯学習センター，介護予防教室，また，校庭を地元の企業の運動場として利用するなど，有効活用されておられます。

あわせて，役場庁舎の向かいにある，やはり廃校を活用した芳賀町総合情報館を視察させていただきました。図書館，博物館，文書館からなる複合施設として，町民の知の拠点としての機能は，その別名知恵の環館。「わ」は環状線の「環」です。知恵の環館，このネーミングにあらわされていました。

以上で報告を終わります。

○議長（船川京子君） 以上，報告が終わりました。

本日の議事日程は，お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により，

2番 山崎 誠一郎 議員

3番 片山 啓 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの通算17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、お手元に配付のとおりです。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、施政方針及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回利根町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

初めに、世界的な問題となっている新型コロナウイルス感染症についてですが、国内外での感染が依然として拡大している現状を踏まえ、国では先日、小中学校等の休校要請を行うとともに、企業等に対し、保護者の有給休暇等の配慮要請が行われました。

また、この要請を受け、茨城県では休校に関し、県内市町村立小中学校の統一的な対応を示したことから、町ではこれに基づき、小中学校の休校、3月4日からとしたところでございます。

小中学校の休校につきましては、児童生徒はもとより、保護者に与える影響は大きく、今後、さまざまな問題が発生することが予想されますが、町といたしましては、感染拡大を防ぐための努力を惜しまない考えでございます。

このほか、町では主催するイベントなどについて、既に中止や延期の決定をしているところですが、今後も新型コロナウイルスに関する国からの情報に注視しつつ、基本的な対策であるマスク着用や手洗いの奨励を継続するなど、必要に応じた対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、昨今の景気に触れますと、2月の内閣府の判断では、景気は輸出が弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、穏やかに回復しているとの判断をしております。

また、先行きについては当面弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、穏やかな回復が続くことが期待される中、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に、十分注意する必要があるとの見方がされております。

こうした中、町民の皆様の負託にこたえるべく、昨年策定いたしました総合振興計画の将来像である、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向け一步一步着実なる町政運営に取り組んでまいりますので、議員各位と町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

それでは、令和2年度当初予算の概要につきまして、主要事業や新規事業を中心に申し上げたいと思います。

令和2年度の予算編成に当たっては、厳しい財政状況の中でも、限られた財源と人材を有効に活用し、情報提供などによる町民の行政への関心や参加意識を高めるとともに、行政各分野において町民の声に耳を傾け、スピード感を持って質の高い行政サービスを提供できるよう、あわせて町民満足度の向上を図れるよう、町政の展開に努めるものとする編成方針を示し、予算編成作業に当たらせてきたところでございます。

それでは、令和2年度一般会計の予算規模でございますが、60億3,609万4,000円で、前年度と比較しますと5億1,958万3,000円の増、率にして9.4%の増となります。

歳入について前年度と比べ、増減が大きいものを申し上げますと、まず、増額となるものですが、地方交付税が2億1,494万5,000円の増で18億2,394万5,000円、町債が1億4,760万円の増で7億420万円、次に、国庫支出金が5,280万4,000円の増で、5億3,695万6,000円になります。

続いて、対前年比で減額となるものですが、自動車取得税交付金が前年度から自動車税環境性能割交付金へ移行したため減となり、項目のみ設定、分担金及び負担金が632万3,000円の減で2,095万6,000円となります。

次に歳出ですが、主なものを目的別に、また、構成割合が高い順に申し上げますと、まず、民生費ですが、予算額が19億4,121万2,000円で、全体の32.2%を占めております。

次に、総務費が8億7,724万3,000円で、全体の14.5%を占め、次いで教育費が7億7,390万8,000円で12.8%、以下、土木費、衛生費、公債費などの順となります。

また、性質別で申し上げますと、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は28億588万7,000円で、全体の46.5%を占め、次いで補助費等が9億7,399万8,000円で、全体の16.1%、続いて、物件費が8億3,893万5,000円で13.9%、以下、繰出金、普通建設事業費などの順となります。

続きまして、特別会計予算の概要について申し上げます。

国民健康保険特別会計を初めとする六つの特別会計の総予算額ですが、46億4,905万6,000円となります。

前年度と比較しますと1億1,529万1,000円の減となり、率にしますと2.5%の減となります。

続いて、来年度の主要事業につきまして、新規事業を中心に申し上げたいと思います。

初めに、高齢者等買い物弱者移動販売事業です。住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、高齢者など自力で買い物に行くことが困難な方を対象に、町内にある販売拠点において、週2回、移動販売を引き続き実施いたします。

次に、妊娠、出産祝い金支給事業です。これは出産されるお母さんと利根町で生まれてくるお子さん全員へのお祝いでありまして、母子手帳交付時に、外出時の不安が解消でき

るよう、授乳服を贈呈し、お子さんの出生時には町内共通商品券を支給し、おむつや育児用品の購入などに役立てていただき、子育て家庭への経済的支援を図ります。

続いて、農業振興関係では、引き続き、利根北部地区、西部地区、南部地区の農地の基盤整備を進めてまいります。

次に、商工関係ですが、空き店舗活性化支援事業補助金として、利根町商工会が行う空き店舗の状況調査や、空き店舗の活用の先進地域調査などに対して、補助金を交付し支援してまいります。

消費者行政については、国や県、関係機関など協力し、相談体制の一層の充実を図りながら、町民の皆様の安心、安全な生活の実現のために、今後も引き続き、消費者行政の推進に取り組みます。

続きまして、道路の整備関係ですが、老朽化により傷んだ道路の維持補修など、誰もが安心して利用できる道路環境を図るため、町道104号線など、町内幹線道路の舗装修繕工事を行ってまいります。

また、子供から高齢者など、全ての人が安全で快適に通行できるように、歩道のバリアフリー化や側溝の布設替え等により、幅員の確保に努めてまいります。

狹隘道路の改善では、立木寺内地区の緊急車両道路拡幅整備事業を進めてまいります。今年度は、道路拡幅事業に伴う配水の確保に向け、排水整備を行ってまいります。

また、町道103号線延伸事業につきましては、過疎代行事業として、茨城県が事業を進めているところですが、今後は用地買収が進められることとなりますので、町も事業の早期完成に向け、茨城県と連携しながら協力をしていきたいと思っております。

次に、消防、防災関係ですが、消防関係では引き続き、稲敷地方広域地方市町村圏事務組合との連携を維持するとともに、消防団の小型動力消防ポンプ積載車両の更新や、消防水利の確保など、消防施設及び設備の充実に努めます。

防災関係では、施設の整備及び維持管理を行い、災害に強い防災体制の確立を目指し、指定避難場所等Wi-Fi整備工事を実施いたします。

設置箇所は利根町役場、保健福祉センター、生涯学習センター、利根町文化センターの4カ所へ、Wi-Fiルーターを設置いたします。

また、防災事業としては、引き続き自主防災組織が実施する防災訓練の際に、町が紹介する茨城県防災士の派遣などの費用の一部を補助するため、自主防災組織に対し、自主防災組織防災訓練支援補助金を支給いたします。

続いて、教育関係ですが、まず、語学指導事業では英語検定料助成金を支給いたします。

続いて、小学校施設維持補修事業では、特別教室空調設備工事として文小学校と文間小学校の音楽室にエアコンを設置いたします。

また、利根中学校特別教室空調設備工事でも、小学校と同じように、利根中の音楽室にエアコンを設置いたします。

次に、生涯学習関係ですが、利根町公民館を社会教育法施設から地方自治法施設へと変更したことにより、名称を利根町文化センターに変更いたしました。これに伴って、営利目的使用も可能となりましたので、文化芸術事業として、利根町文化センター記念コンサートを行う予定でございます。

続きまして、総務行政一般について申し上げます。

最初に、令和2年度は5年ごとに行っている国勢調査の年となりまして、夏ごろより調査を行いますので、皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

次に、公共交通対策事業として、若草大橋無料化実験です。これは、栄橋の渋滞緩和を図ることを目的に、現在実施している若草大橋の無料通行時間帯を2時間延長することで、若草大橋有料道路に通過交通量を分散させるための無料化実証実験をするものであります。

以上、令和2年度の主な事業について、新規事業を中心に申し上げましたが、来年度に向け、全ての年代、全ての人々が主役となったまちづくりを進められるよう、さらなるリーダーシップを発揮していく所存でございます。

そして、町民の皆様が私の住まいは利根町ですと、誇りを持って答えられるよう、答えられるまちづくりを、これからもスピード感を持って進めていきたいと思っておりますので、議員各位並びに町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。令和2年の施政方針とさせていただきます。

続きまして、本日提案いたしました議案の概要についてご説明いたします。

本定例会に提出しました議案は、令和2年度当初予算を初め、条例の新規制定、条例の一部改正、また、令和元年度補正予算など、合計21件のご審議をお願いするものでございます。

議案第2号は、利根町学校給食費条例で、児童生徒へ継続して安定した給食を提供し、学校給食費の管理等に係る教職員の業務負担を軽減するため、令和2年度から実施する学校給食費公会計化について提案するものであります。

議案第3号は、利根町監査委員条例の一部を改正する条例で、地方自治法の改正による新規条項の追加に伴い、条例における引用条項を改めたいので提案するものであります。

議案第4号は、利根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例で、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の改正による法律名の改称及び新規条項の追加に伴い、条例に規定する法律名及び引用条項を改めたいので提案するものであります。

議案第5号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率等が改正されたことに伴い、国に準じて職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率等、町長、教育長の期末手当の支給率の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第6号は、利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例で、令和2年3月

31日までに出生した支給対象児を養育している保護者を支給対象者とするため、条例の失効に伴う経過措置の規定を改めたいので、提案するものであります。

議案第7号は、利根町営霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で、利根町営霊園使用者の経済的負担を軽減するため、管理料の規定を改めたいので提案するものであります。

議案8号は、令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）で、歳入歳出それぞれ1億4,131万4,000円を減額し、総額を56億1,988万1,000円とするものであります。

議案第9号は、令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）で、事業勘定については、歳入歳出それぞれ1億3,404万6,000円を減額し、総額を22億5,881万5,000円に、また、直営診療施設勘定については、歳入歳出それぞれ194万1,000円を追加し、総額を1億2,971万3,000円とするものであります。

議案第10号は、令和元年度利根町公共下水道特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ2,139万3,000円を減額し、総額を3億3,187万9,000円とするものであります。

議案第11号は、令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）で、歳入歳出それぞれ58万円を減額し、総額を15億3,097万1,000円とするものであります。

議案第12号は、令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,024万9,000円を追加し、総額を4億8,042万3,000円とするものであります。

議案第13号は、布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてで、利根町コミュニティセンター条例第13条の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議案第14号は、利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定についてで、利根町民すこやか交流センター条例第11条の規定により、指定管理者による管理を行わせるため、地方自治法244条の2第6項の規定により提案するものであります。

議案第15号は、龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてで、龍ヶ崎市と締結している公の施設相互利用に関する協定書における相互利用できる施設のうち、本町の施設において、公の施設の名称の変更と、使用させる具体的な施設の名称の追加について廃止を行うため、地方自治法第244条の3第3項の規定により提案するものであります。

議案第16号は、令和2年度利根町一般会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ60億3,609万4,000円とするもので、対前年比では5億1,958万3,000円の増、率にして9.4%の増となります。

議案第17号は、令和2年度利根町国民健康保険特別会計予算で、事業勘定については、総額を歳入歳出それぞれ21億8,883万円とするもので、対前年度比1億7,550万8,000円の減、率にして7.4%の減となります。

また、直営診療施設勘定については、総額を歳入歳出それぞれ1億4,761万2,000円とす

るもので、対前年度費2,405万6,000円の増、率にして、19.5%の増となります。

議案第18号は、令和2年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ3億2,182万2,000円とするもので、対前年度比1,582万5,000円の減、率にして4.7%の減となります。

議案第19号は、令和2年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ701万2,000円とするもので、対前年度比718万5,000円の減、率にして50.6%の減となります。

議案第20号は、令和2年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ14億7,506万6,000円とするもので、対前年度比1,061万8,000円の増、率にして0.7%の増となります。

議案第21号は、令和2年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ1,214万円とするもので、対前年度比162万2,000円の増、率にして15.4%の増となります。

議案第22号は、令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ4億9,657万4,000円とするもので、対前年度比469万1,000円の増、率にして10.4%の増となります。

以上、全議案の概要についてご説明いたしましたが、詳細については、それぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等などによりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 施政方針及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第2号 利根町学校給食費条例から、日程第5、議案第4号 利根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第2号について、青木学校教育課長。

[学校教育課長青木正道君登壇]

○学校教育課長（青木正道君） それでは、議案第2号 利根町学校給食費条例につきまして補足してご説明申し上げます。

まず、提案理由でございます。

議案書を1枚おめくりください。

児童生徒へ継続して安定した給食を提供し、また、学校給食費の管理などに係る教職員の業務負担の軽減を図ることを目的に、令和2年度から学校給食費の公会計化を実施するため提案するものでございます。

現在、町の給食費の会計につきましては、私会計、私会計と書きますが、自校会計で処理をしております。

保護者の皆様から口座振替で集金させていただいた給食費を、各小中学校長の責任のもとで集計管理し、食材業者へ直接支払いを行っております

公会計化になりますと、保護者の皆様から口座振替で集金させていただいた給食費を、各小中学校から町へ納入していただき、町では歳入歳出予算を計上し、町で学校給食費の管理運用を行うこととなります。

地方自治法第14条第2項の規定に、普通公共団体は義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとなっておりますので、保護者などに対しまして、給食費を徴収する義務を課すため、この条例を制定するものでございます。

また、利根町学校給食費条例の施行に関しましては、教育委員会への委任事務といたしますので、議案第2号の参考資料といたしまして、利根町学校給食費施行規則案を添付させていただきました。

この施行規則案につきましては、今議会での条例の承認をいただきました後、今月25日に開催予定の町教育委員会の定例会に議案として提出し、ご審議をいただくこととなります。

それでは、配付してございます議案書に基づきましてご説明申し上げます。

利根町学校給食費条例でございます。この条例は、第1条、趣旨から第8条、委任までの条建てとなり、最後に附則を定める形となっております。

まず、第1条では、出資規定で、保護者などが負担すべき学校給食費の徴収に関し定めたものでございます。

第2条では、定義規定で条例中に記載されております用語の意義、根拠でございまして、第1号で学校給食費、第2号で保護者などにつきまして定めております。

第3条は、小中学校におきまして学校給食費を実施する旨を定めたものでございます。

次に、第4条でございしますが、学校給食費の徴収について、第5条は学校給食費負担者の納付について、第6条では学校給食費の減免について規定をしております、学校給食費の額も含め、教育委員会で定めるとしてございます。

第7条では、学校給食費の督促について定めたものでございます。

ページを1枚おめくりください。

第8条では、委任といたしまして、この条例の施行に関し必要な事項につきましては、教育委員会で規則を定めるものとしております。

最後に、附則でございしますが、この条例は令和2年4月1日から施行するとしたものでございます。

議案第2号の補足説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第3号及び議案第4号について、飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） 議案第3号 利根町監査委員条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

提案理由でございますが、地方自治法の改正による新規条項の追加に伴い、条例における引用条項を改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第8条の下線部分でございますが、現行の第243条の2第3項改正案のとおり、第243条の2の2第3項に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第4号 利根町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の改正による法律名の解消及び新規条項の追加に伴い、条例に規定する法律名及び引用条項を改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第6条第2項の下線部分でございますが、改正案のとおり、法律の名称を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改め、引用する条項を第6条第1項に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第2号から議案第4号までの3件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月18日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第6、議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とし、補足説明を求めます。

飯塚総務課長。

〔総務課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長（飯塚良一君） 議案第5号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給率等が改定されたことに伴い、国に準じて職

員の給料月額，期末手当及び勤勉手当の支給率等，また，町長，教育長の期末手当の支給率の規定を改めたいので提案するものでございます。

この条例の構成でございますが，第1条，第2条では，利根町職員の給与に関する条例を，第3条，第4条では，利根町長の給与及び旅費に関する条例を，第5条，第6条では，利根町教育委員会教育長の給与，勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を，第7条，第8条では，利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の四つの条例をそれぞれ改正するものです。

また，一つの条例につき2条に分けて改正されているのは，それぞれ施行期日の違いがあるためでございます。

それでは，参考資料1から順に，新旧対照表によりご説明いたします。

初めに，参考資料1，利根町職員の給与に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

第1条関係になります。

表中の第21条の勤勉手当の改正につきましては，第2項第1号の規定により，勤勉手当率の上限が一律だったものを，改正案では，6月支給分は現行のままとし，12月支給分については100分の97.5に，また，括弧内の特定幹部職員については100分の117.5に改めるものです。

2ページをお願いいたします。

別表第2の行政職給料表と別表第3医療職給料表1及び医療職給料表3の改正でございます。

次の3ページ以降に，それぞれ別記1から別記3として，新旧対照表を添付しております。

別記1の行政職給料表でございますが，下線部分が改正となるわけですが，現行と改正案を比較していただくとわかるように，課長級となる6級の改正はございません。

5級は7号級まで，4級は15号級までというように，若年層部分について，1級まで引き上げが行われております。

別記2，別記3につきましても同様でございますが，平均で0.1%引き上げる改正となっております。

この改正は，附則第2項の規定により，平成31年4月1日にさかのぼり適用するものでございます。

次に，参考資料2をお願いいたします。

第2条関係になります。

表中の第12条の2の住居手当につきましては，第1項第1号及び第2号において支給対象となる家賃の下限額を月額1万2,000円から1万6,000円に改めるものでございます。

第2項では，掲げる額を定める額に文言を改めるものでございます。

次の2ページになりますが，同項第1号の手当の額の改正につきましては，まず，アで

は月額2万3,000円を2万7,000円に、控除額を1万2,000円から1万6,000円に改めるもの
でございます。

イでは、月額2万3,000円を2万7,000円に、控除額を2万3,000円から2万7,000円に、
2分の1加算限度額を、1万6,000円を1万7,000円に改めるものがございます。

次に、第21条の勤勉手当の改正でございますが、改正本則の第1条による改正で、一律
であった勤勉手当率の上限を6月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度はそれを
100分の95に、また、括弧内の特定幹部職員につきましては100分の115に、再度、一律に
改めるものがございます。

この改正は、附則第1項の規定により、令和2年4月1日から施行するものございま
す。

次に参考資料3、利根町長の給与及び旅費に関する条例新旧対照表をお願いいたします。
第3条関係になります。

表中の第4条の期末手当でございますが、支給率が一律だったものを、改正案では、6
月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の172.5に改めるものございま
す。

この改正は、附則第2項の規定により、平成31年4月1日にさかのぼり適用するもの
でございます。

次に、参考資料4をお願いいたします。

第4条関係になります。

表中の第4条の期末手当の改正でございますが、改正本則第3条で一律であった期末手
当の支給率を6月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度は、それを100分の170に、
再度、一律に改めるものがございます。

この改正は、附則第1項の規定により、令和2年4月1日から施行するものございま
す。

次に参考資料5、利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関
する条例新旧対照表をお願いいたします。

第5条関係になります。

表中の第2条第4項の期末手当でございますが、支給率が一律だったものを、改正案で
は、6月支給分は現行のままとし、12月支給分については100分の172.5に改めるもの
でございます。

この改正は、附則第2項の規定により、平成31年4月1日にさかのぼり適用するもの
でございます。

次に、参考資料6をお願いいたします。

第6条関係になります。

表中の第2条第4項の期末手当の改正でございますが、改正本則第5条で、一律であっ

た期末手当の支給率を6月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度はそれを100分の170に、再度、一律に改めるものでございます。

この改正は、附則第1項の規定により、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に参考資料7、利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例新旧対照表をお願いいたします。

第7条関係になります。

表中の第7条の改正でございますが、特定任期付職員の給料月額のうち、第1号給の額を37万5,000円に改めるものでございます。

次に、第8条第2項でございますが、裏面になります。

特定任期付職員の期末手当の支給率が一律だったものを、改正案では、6月支給分を現行のままとし、12月支給分については100分の172.5に改めるものでございます。

この改正は、附則第2項の規定により、平成31年4月1日にさかのぼり適用するものでございます。

次に、参考資料8をお願いいたします。

第8条関係になります。

表中の第8条でございますが、改正本則第7条で一律であった期末手当の支給率を、6月と12月にそれぞれ分配したわけですが、今度はそれを100分の170に、再度、一律に改めるものでございます。

この改正は、附則第1項の規定により、令和2年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料9をお願いいたします。

これは、今回提出させていただきました改正条例の附則でございます。

附則第1項及び第2項は、先ほどまで順次説明させていただきました施行期日及び遡及適用日についての規定でございます。

2ページをお願いいたします。

第3項は、給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給した給与は改正後に支給する給与の内払いとするみなし規定でございます。

2ページから3ページになりますが、第4項は、住居手当に関する経過措置の規定でございます。第1号になりますが、住居手当の支給対象となる下限額の引き上げにより支給対象から外れる場合や、第2号になりますが、改正前の手当額から改正後の手当額を減じた差額が2,000円を超えた場合は、改正前の手当額から2,000円を控除した額を、令和3年3月31日まで支給するという規定でございます。

第5項は、住居手当の支給に関し、附則第4項で定めるもののほかは規則で定めるというものとする規定でございます。

第6項は、条例の施行に関する必要な事項は規則へ委任する規定でございます。
説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第5号は議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、3月6日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩とします。再開を11時10分といたします。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

佐々木喜章町長。

○町長（佐々木喜章君） 施政方針で申し上げました訂正をお願いしたいと。

学校教育生涯学習関係で音楽室にエアコン設置というところで、「文小学校と布川小学校」に訂正をお願いいたします。

それと、議案第22号の「対前年度比4,693万1,000円の増」に訂正をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 日程第7、議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第7号 利根町営霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第6号について、花嶋子育て支援課長。

〔子育て支援課長花嶋みゆき君登壇〕

○子育て支援課長（花嶋みゆき君） それでは、議案第6号 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

議案書2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、こちらの提案理由にもありますとおり、令和2年3月31日までに出生した支給対象児童を養育している保護者を支給対象者とするため、条例の失効に伴う経過措置の規定を改めたいので、提案するものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表により、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、現行では附則第2項で、この条例の失効として、この条例は平成32年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定により交付決

定を受けたものについては、当日後もなおその効力を有するとあり、令和2年3月31日までに支給申請をして交付決定まで受けている方は手当を受給できますが、失効日間近に支給対象児童が生まれたご家庭では、施行日までに申請し交付決定まで受けることは困難であります。

このことから、改正案として、ただし書きに同日以前に出生した支給対象児童を養育している支給対象者については、当日後もなおその効力を有するとしまして、令和2年3月31日までに支給対象児童が生まれている場合は、その保護者を支給対象者として、出産の翌日から起算して50日以内であれば支給申請ができるようにしたいため提案いたします。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第6号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第7号について、大津環境対策課長。

〔環境対策課長大津善男君登壇〕

○環境対策課長（大津善男君） それでは、議案第7号 利根町営霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

1 ページをめくっていただきまして、提案理由ですが、この条例の改正に当たりましては、町営霊園の使用者の経済的負担を軽減するため、管理料の規定を改めたいので提案するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により説明させていただきます。

第13条の管理料ですが、霊園の維持管理に要する費用として、1年につき1区画当たり4,000円としているものを3,000円に改めまして、次の行へいきまして、年度途中において使用許可を受けたものの当該年度の管理料の額は、6カ月未満で2,000円としているものを1,500円に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第6号及び議案第7号の2件は議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月18日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第9、議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算（第8号）から日程第13、議案第12号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)までの5件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第8号について、大越財政課長。

〔財政課長大越達也君登壇〕

○財政課長(大越達也君) それでは、議案第8号 令和元年度利根町一般会計補正予算(第8号)につきまして、補足してご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表、継続費補正でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、事業名が地域福祉計画策定業務委託は、契約締結により額が確定したため、総額を88万円減額し、352万円とするものでございます。年割額につきましては記載のとおりでございます。

次に、第3表、繰越明許費でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名が保健衛生事務費で131万6,000円の計上でございます。これは母子保健法による妊産婦及び乳幼児に対する健康診査に関する情報を追加するためのシステムの改修で、国の改修指針がおくれたため繰り越すものでございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路維持工事事業で2,970万円の計上でございます。これは、羽根野台の町道1023号線外道路修繕工事で茨城県南水道の配水管布設替え工事及び東京ガス株式会社のガス管布設替え工事に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

次に、同じ款、項の事業名が道路改良工事事業は5,649万7,000円の計上でございます。これは町道112号線の道路改良工事に係る防護柵設置工事で、国の補正予算で交付決定があったためと、立木地内の道路用地移転等補償費で地権者との協議に不測の日数を要しているため、事業費を翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページをお開き願います。

第4表、地方債補正でございます。

初めに、追加でございますが、起債の目的で災害復旧事業債で台風15号により被害を受けた看板の修繕費で、起債の目的が補正予算債での計上でしたが、補正予算債に該当しないため、災害復旧事業債での計上となりました。

次に、変更は過疎対策事業債で、限度額を1,740万円減額し3億7,610万円とするものでございます。

内訳でございますが、ハード事業分は令和元年度の事業費の確定により2,830万円を減額するもので、ソフト事業分は外国語指導講師派遣事業について、2次配分をいただくことができたことにより1,090万円の増額計上となっております。

次に、廃止は、先ほどご説明しましたが、今回の補正予算債には該当しないために廃止するものでございます。

詳細につきましては、歳入の款20の町債でご説明申し上げます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

款12分担金及び負担金，目1民生費負担金は26万5,000円の減額でございます。管外保育園の入所児童の減少による徴収金の減に伴う減額でございます。

款14国庫支出金，項一国庫負担金，目1民生費国庫負担金は2,939万9,000円の減額でございます。

節1社会福祉費負担金は，障害者自立支援給付費負担金の令和元年度の交付決定による増額でございます。節2児童福祉費負担金は，子供のための教育保育給付費交付金で，入所児童が当初見込みより少なかったことに伴う減額でございます。

節3国民健康保険事業負担金は，保険基盤安定負担金で，被保険者数の減少により，保険税軽減対象者が少なかったことに伴う減額でございます。

節4児童手当負担金は，当初の見込みより支給対象児童が少なかったことによる減額でございます。

節5介護保険事業費負担金は，低所得者保険料軽減負担金で，法改正により軽減対象者の範囲が拡大されたための増額でございます。

次に，項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金は32万9,000円の減額でございます。

節1総務管理費補助金で，社会資本整備総合交付金の空き家活用促進助成分が申請がないための減額，一方，定住促進助成分は当初見込んでいた申請件数よりも多かったため増額，地方創生推進交付金は，地方創生推進交付金充当事業の事業費減に伴う減額でございます。

節2個人番号カード交付事業費補助金は，通知カード，個人番号カード関連事務委任交付金の額の決定による増額でございます。

節4消費税引き上げに伴う交付金（低所得者子育て世帯）は，消費税の10%引き上げにより消費への影響が予想されることから，プレミアムつき商品券を発行するもので，該当者からの申し込みが少なかったための減額でございます。

次に，目2民生費国庫補助金は523万1,000円の減額でございます。

節1社会福祉費補助金は地域生活支援事業補助金で，障害を持たれている方が自立した日常生活や，社会生活を営むことができるよう支援する事業ですが，補助金の額の確定による減額と社会資本整備総合交付金，障害者住宅リフォーム助成金の申請がなかったための減額でございます。

節2児童福祉費補助金は，幼児教育保育無償化実施円滑化事業補助金で，県補助金への組み替えによる減額でございます。

次に，目3衛生費国庫補助金は50万円の増額でございます。母子保健衛生費補助金で，母子保健情報システムの改修に係る費用を増額するものでございます。

11ページをごらんください。

次に、目4 土木費国庫補助金は176万9,000円の減額でございます。防災安全社会資本整備交付金の町道112号線道路改良事業の交付金の額が決定したための減額でございます。

次に、目6 農林水産業費補助金は360万7,000円の減額でございます。強い農業担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型は台風15号で被災した農業用施設等の再建修繕費ですが、本事業の活用を取り消す方や、棟数を減らす方がいたための減額と、機構集積協力金交付事業費補助金が県補助金からの組み替えによる増額でございます。

次に、款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金は1,889万7,000円の減額でございます。

節1 社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金で、障害福祉サービス費の申請者数が伸びているための増額でございます。

節2 国民健康保険事業費負担金の保険基盤安定負担金は国庫負担金と同様で、被保険者数の減少により、保険税軽減対象者が少なかったことに伴う減額でございます。

節3 後期高齢者医療費負担金の保険基盤安定負担金は、令和元年度負担金の決定に伴う減額でございます。

節4 児童福祉費負担金の子供のための教育保育給付費負担金は国庫負担金同様、当初見込みより入所児童が少なかったことによる減額と、子育てのための施設等利用給付負担金は、令和元年10月から開始された幼児教育、保育の無償化に伴い、認定こども園等の一時預かり利用者に対する給付が新設されたための増額でございます。

節5 児童手当負担金も国庫負担金同様、当初の見込みより支給対象児童数が少なかったことによる減額でございます。

節6 介護保険事業費負担金は国庫負担金と同様で、法改正により軽減対象者の範囲が拡大されたための増額でございます。

次に、項2 県補助金、目2 民生費県補助金は、494万8,000円の減額でございます。

節1 社会福祉費補助金は地域生活支援事業補助金で、国庫補助金と同様に、補助金の額の決定による減額でございます。

説3 医療福祉費補助金は、高齢重度小児医療給付費が当初見込みより少なかったことによる減額でございます。

節4 児童福祉費補助金は、民間保育所等乳児等保育事業費補助金で、当初の見込みより補助対象児童数の減による減額、子ども・子育て支援交付金は、延長保育、一時預かり及び放課後児童健全育成事業費が当初見込みより少なかったことに伴う減額、子供のための教育保育給付費地方単独費用補助金は、1号認定の入所児童が当初見込みより少なかったことに伴う減額、多子世帯保育料軽減事業費補助金は、補助対象の範囲が拡大したための増額、保育対策総合支援事業費補助金は、保育所における保育支援者の採用期間が短かったための減額、幼児教育保育無償化円滑化事業補助金は国庫補助金からの組み替えによる増額でございます。

次に、目4農林水産業費県補助金は232万6,000円の増額でございます。

節1農業委員会補助金は農業委員会交付金で、交付決定による増額と農地集積集約化対策推進交付金で、追加事業、農地利用実態調査実施に伴う増額でございます。

節2農業振興費補助金は機構集積協力金で、経営転換が少なかったためと補助金の一部が国庫補助金への組み替えによる減額でございます。

節3水田農業対策費補助金は、経営所得安定対策直接支払い推進事業費補助金で、交付額の確定に伴う増額でございます。

12ページをお開き願います。

節6農村環境整備事業費補助金は、身近なみどり整備推進事業費補助金で、対象事業の額の確定に伴う減額でございます。

節7強い農業担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型は国庫補助金と同様に、台風15号で被災した農業用施設等の再建修繕費で本事業の活用を取り消す方や、棟数を減らす方がいたための減額でございます。

次に、項3県委託金、目1総務費委託金は390万6,000円の減額でございます。節4選挙費委託金は、参議院議員選挙執行経費の確定による減額でございます。

次に、目3教育費県委託金は4万9,000円の減額でございます。節1教育研究指導事業費委託金は、学力向上サポートプラン事業委託金で、当初15学級2回分を計上しましたが、14学級となったための減額でございます。

款17寄附金、目1一般寄附金は1万1,000円の増額でございます。成人式に使ってほしいと寄附が寄せられたための増額でございます。

款18繰入金、目1財政調整基金繰入金は5,982万9,000円の減額でございます。今回の補正予算の財源調整による余剰分を基金に繰り戻すものでございます。

次に、目5茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は70万円の減額でございます。利根浄化センター周辺工事事業費の確定に伴う減額でございます。

款20諸収入、目3雑入は217万8,000円の増額でございます。ハロウィンジャンボ宝くじ収益金に係る市町村交付金で、額の確定による増額、雇用保険料個人負担金立替分は、経済課で募集しました地域おこし協力隊の応募がなかったための減額。

13ページをごらんください。

前年度保健福祉センター入場者傷害保険精算に伴う返還金は額の確定による増額、金管楽器等売り払い収入は、小中学校で不要となった金管楽器の売り払い収入による増額でございます。

款21町債、目3過疎対策事業債は1,740万円の減額でございます。

節1過疎対策事業債ハード事業分は、利根北部地区基盤整備事業は、令和元年度の事業費の確定による減額、利根西部地区基盤整備事業は、こちらも事業費確定に伴う増額、防災安全社会資本整備交付金事業は社会資本整備総合交付金事業で、事業費の対象となる町

道109号線舗装修繕工事と町道112号線道路改良工事用地購入費，移転補償費の事業費の確定による減額，町道整備事業は，町道1023号線道路測量設計業務委託と修繕工事外7カ所の道路修繕工事の事業費の確定と，街路灯改修工事の事業費の確定による減額，公民館整備事業は，公民館照明LED交換工事の事業費の確定による減額，コミュニティセンター整備事業は，コミュニティセンタートイレ改修工事の事業費の確定による増額，図書館整備事業は，図書館空調設備改修工事の事業費の確定による減額でございます。

節3過疎対策事業債ソフト事業限度額超分は，外国語指導講師派遣事業について，2次配分をいただくことができたことによる増額でございます。

次に，目8教育債は120万円の増額でございます。

節2災害復旧事業債は，歳入でもご説明しましたが，台風15号により被害を受けた看板の修理費で起債の目的が，補正予算債で計上しましたが，補正予算債には該当しないための増額でございます。

次に，目9補正予算債は120万円の減額でございます。今回の補正予算債に該当しないための減額でございます。

歳入の説明は以上でございます。

それと，冒頭，地方債のところで，詳細につきましては歳入の「款20」町債と申し上げたんですけれども，「款21」の誤りなので，訂正のほうさせていただきます。

続きまして，歳出でございますが，歳出の補正のほとんどの増減につきましては，今年度末までの事業費の確定分，または確定が見込まれるものにつきまして補正するものでございます。

なお，説明におきまして，節2給料，節3職員手当等，節4共済費の職員給与費につきましては，人事院勧告に伴う給与改定等の条例改正によるものと，育児休業等に伴う各種手当認定及び取り消しに伴う増減でございますので，それ以外の主なものにつきましてご説明申し上げます。

14ページをお開きください。

款1議会費は12万円の減額でございます。議会活動費の議員期末手当で，率の改正により増額となっておりますが，会議録の印刷製本費と反訳委託料，事務局費の議会広報の印刷製本費の契約差金による減額でございます。

15ページをごらんください。

款2総務費，目2秘書広聴費は376万6,000円の減額でございます。

要覧作成業務委託で契約差金の減とフォント使用料で，企画課と合同で使えるため支出がなかったための減額でございます。

目5財産管理費は69万4,000円の減額でございます。

16ページをお開き願います。

実績により燃料費の減額でございます。

目6 企画費は82万3,000円の減額でございます。住民自治基本条例検討委員会謝礼で、見込んでいた回数の開催ができなかったための減額、健康増進施設調査事業でアンケートの延伸が少なかったため通信運搬費の減額、健康増進施設事業基礎調査委託で契約差金の減額でございます。

目7 まちづくり推進事業費は191万2,000円の減額でございます。空き家活用推進事業は事業費確定による減額、地域おこし協力隊事業は、17ページをごらんください。

J O I Nに参加するためのP R 広告を職員が受託したため、印刷製本費の減額、学校跡地利活用事業は、旧東文間小学校の活用について、土地利活用推進協議会を開催しなかったための減額でございます。

18ページをお開き願います。

項3 戸籍住民登録費、目1 戸籍住民登録費は、271万7,000円の増額でございます。個人番号カード交付事業は、通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金の額が確定したための増額でございます。

次に、項4 選挙費、目2 参議院議員選挙費は、選挙執行経費の確定により346万7,000円の減額でございます。

19ページをごらんください。

次に、目3 町議会議員選挙費は、こちらも執行経費の確定により、224万8,000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。

款3 民生費、目1 社会福祉総務費は437万3,000円の増額でございます。重度心身障害者介護慰労金は、当初見込みより支給対象者が少なかったための減額、成年後見制度利用支援事業は、申請がなかったための減額、障害福祉サービス事業の自立支援給付費は、申請者の増による増額、地域福祉計画策定業務委託は契約差金の減額、慰霊巡拝助成事業は当初見込みより申請が少なかったための減額でございます。

次に、目2 老人福祉費は43万8,000円の減額でございます。これは、老人福祉費週間記念事業で、100歳達成者記念祝い金と定住達成者記念祝品で事業費の確定に伴う減額、単位老人クラブ助成事業の老人クラブ助成金、ひとり暮らし高齢者交流集い事業は事業費の確定に伴う減額でございます

22ページをお開き願います。

次に、目3 国民年金事務費は30万1,000円の減額でございます。国民年金事業で、C S 機器使用料の契約差金の減額でございます。

次に、目4 地域改善対策費は19万5,000円の減額でございます。人権問題講演会の手話通訳委託と講師派遣業務委託費で、県との合同開催により支出がなかったための減額でございます。

次に、目5 医療総務費は387万8,000円の減額でございます。

23ページをごらんください。

国民健康保険特別会計繰出金は、事業勘定への繰出金で、保険基盤安定職員給与費、出産育児一時金の減による減額でございます。

次に、目6医療福祉費は511万1,000円の減額でございます。医療福祉CSシステム使用料は、契約差金の減額、扶助費の高齢重度医療給付費、小児医療給付費は、今年度の給付見込みにより減額しております。

次に、目8介護保険費は548万6,000円の増額でございます。介護保険特別会計への繰出金で、低所得者保険料軽減負担金の額の確定に伴う増額でございます。

次の目10保健福祉センター費は96万8,000円の減額でございます。保健福祉センター運営事業で、24ページをお開き願います。

福祉バス運転士の賃金と、実績により燃料費と光熱水費の減額、高齢者福祉事業は当初予定していた1講座を開設できなかったことによる減額でございます。

次に、目11後期高齢者医療費は349万1,000円の減額でございます。後期高齢者医療特別会計への繰出金で、広域連合への概算医療費等の納付額の決定に伴う減額でございます。

25ページをごらんください。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は284万3,000円の減額でございます。子育て応援手当支給事業は継続受給者数が見込みより少なかったための減額、子ども・子育て支援事業は、幼児教育、保育無償化実施に伴う時間外勤務手当の減額と、利根町子ども・子育て支援会議委員謝礼は実績による減額でございます。

次に、目2児童措置費は4,285万7,000円の減額でございます。保育所委託料支給事業は、定員の変更により公定価格が下がったためと、当初見込みより町外保育所への入所児童が少なかったため、東文間保育園と管外保育園の委託料を減額。

26ページをお開き願います。

保育所等補助金事業は、民間保育所等乳児等保育事業、延長保育事業、一時預かり事業、保育対象総合支援事業で、実績による減額。過年度子ども・子育て支援交付金返還金で、平成30年度国庫補助金の保育所等補助金事業分の事業費確定に伴う返還金でございます。児童手当交付事業は、支給対象児童が見込みより少なかったことによる減額。施設型給付費支給事業は当初見込みより入所児童が少なかったため、布川保育園、二葉幼稚園、大和幼稚園、管外幼稚園分をそれぞれ減額。

27ページをごらんください。

地域型保育給付費支給事業は、もえぎ野わかば保育園給付費で、当初見込みより入所児童が少なかったことによる減額、多子世帯保育料軽減事業は県の要綱が改正され、補助対象範囲が拡大したため、当初見込みより対象者数が増加したことによる増額でございます。

次に、目4放課後児童健全育成事業費は49万3,000円の減額でございます。放課後児童対策事業は、保護者の迎えが早く児童クラブの利用時間が短かったことによる支援員の賃

金の減額と過年度子ども・子育て支援交付金返還金で、平成30年度国庫補助金の放課後児童対策事業分の事業費確定に伴う返還金でございますが、先日の内閣総理大臣の要請により小学校が休校となったため時間を追加し、放課後児童クラブを開級することになりますので、事業費が確定しましたら、増額補正等を専決処分させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、款4衛生費、目1保健衛生総務費は341万6,000円の減額でございます。

28ページをお開き願います。

母子保健事業は、審議判定員の欠席による減と、妊産婦乳児健診委託及び産後ケア業務委託ともに、対象者が見込みより少なかったための減額でございます。

次に、目2予防費は247万1,000円の減額でございます。予防接種事業の個別予防接種委託は、個別予防接種の接種者が少なかったことによる減額でございます。

次に、目3すこやか交流センター費は84万6,000円の減額でございます。すこやか交流センター管理事業は、エアコン改修工事の契約差金の減額でございます。

次に、目4環境衛生費は28万1,000円の増額でございます。

29ページをごらんください。

環境衛生事業で、茨城県南水道企業団負担金で、職員に対する児童手当分を構成市町村で負担するための増額でございます。

次に、項2清掃費は280万6,000円を減額するものでございます。ごみ袋購入の契約差金を減額するものです。

30ページをお開き願います。

款5農林水産業費、目1農業委員会費は333万3,000円の増額でございます。事務局費の報酬で遊休農地の大幅な解消に伴い、交付金が交付されたための増額でございます。

31ページをごらんください。

次に、目3農業振興費は1,504万6,000円の減額でございます。

農業近代化資金借入利子補給事業は、新規借り入れが少なかったための減額、機構集積協力金交付事業は、経営転換が少なかったための減額、がんばる農業者応援事業及び利根うめえもんどころ認定事業につきましては、それぞれの助成金の申請が少なかったことによる減額、担い手確保経営強化支援事業は、台風15号で被災した農業用施設等の再建、修繕費ですが、本事業の活用を取り消す方や、棟数を減らす方がいたための減額、地域おこし協力隊事業は応募がなかったための減額でございます。

32ページをお開き願います。

次に、目4水田農業対策費は2万8,000円の増額でございます。

経営所得安定対策等推進事業は、臨時雇い人賃金は見込みにより減額と、補助金の追加交付による増額でございます。

33ページをごらんください。

次に、目5農地費は605万6,000円の減額でございます。利根西部地区基盤整備事業は事業費の確定による負担金の増額、利根北部南部地区の基盤整備事業は、いずれも事業費が確定したことによる負担金の減額でございます。

次に、目6農村環境整備事業費は61万2,000円の減額でございます。集落センター運営事業は、臨時雇い人の時間外が少なかったための減。身近なみどり整備推進事業は、鎌倉街道身近なみどり整備工事の契約差金と、補助の対象外の備品購入費の減額でございます。

34ページをお開き願います。

次に、款6商工費、目2商工振興費は404万1,000円の減額でございます。自治金融制度事業で2件の代理弁済が発生したため茨城県信用保証協会損失補償預託金の増額、中小企業事業資金信用保証料補給金で、申請が少なかったための減額。

35ページをごらんください。

町内共通商品券販路拡大事業、消費税引き上げ対策分で、申請者が当初見込みより少なかったための減額でございます。

次に、目3観光費は16万4,000円の減額でございます。予定していた、ゆるキャラグランプリに参加できなかったため旅費の減額でございます。

款7土木費、目1道路橋梁総務費は201万5,000円の減額でございます。

36ページをお開き願います。

道路橋梁関係共通費、道路台帳整備及び道路照明管理事業の委託料及び工事請負費は、令和元年度の契約差金を減額するものでございます。

次に、目2道路維持費は2,792万8,000円の減額でございます。

道路維持工事事業、37ページをごらんください。

街路樹管理事業及び道路改良工事事業の委託料及び工事請負費は、令和元年度の契約差金を含めた事業費の確定に伴う減額でございます。

38ページをお開き願います。

次に、項4都市計画費、目2公園費は193万9,000円の減額でございます。公園事務事業の業務委託費の確定による減額でございます。

次に、目3下水道費は920万1,000円の減額でございます。公共下水道事業等の確定により一般会計からの公共下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、款8消防費、目4水防費は33万1,000円の減額でございます。水防出動費は出動が少なかったことによる減額でございます。

39ページをごらんください。

目5防災費は271万2,000円の減額でございます。防災施設費で防災行政無線固定系設備保守点検委託で、初年度は保証期間内のため支出がなかったための減額でございます。

40ページをお開き願います。

款9教育費、項1教育総務費、目3語学指導事業費は43万6,000円の減額でございます。

外国語指導講師派遣業務委託の契約差金の減額でございます。

次に、目4 教育研究指導費は419万7,000円の減額でございます。教育研究指導事業は、特別支援教育相談員の相談日数が少なかったための減額、教育支援事業は、教育支援委員の報酬の支払いを必要としない委員がいたための減額、学力向上推進事業は、当初予定より学級数が少なかったための減額。

41ページをごらんください。

特別支援教育支援員派遣事業は、当初19名で計上しましたが、18名の支払いで済んだことによる減額、小中学校非常勤講師配置事業は、中学校で1名配置できなかったための減額、適応指導教室設置事業は、勤務日数の少ない指導員がいたための減額でございます。

次に、項4 社会教育費、目2 公民館費は102万4,000円の減額でございます。利根町公民館管理事業は、利根町公民館照明LED交換工事の契約差金の減額でございます。

43ページをごらんください。

次に、目6 生涯学習事業費は、25万2,000円の減額でございます。英語教室事業は当初予定より開催が少なかったための減額でございます。

次に、目8 図書館費は47万6,000円の減額でございます。図書館管理運営事業は、実績による光熱水費の増額と空調給水設備保守管理業務委託及び空調設備改良工事の契約差金の減額でございます。

44ページをお開き願います。

款11諸支出金、目1 利根町地域福祉基金費は1,000円の増額でございます。今年度の基金の利子の確定によるものでございます。

次に、目6 利根町都市計画事業基金費は224万6,000円の増額でございます。平成30年度分の額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩とします。再開を13時30分といたします。

午後零時00分休憩

午後1時30分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第9号について、直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第9号 令和元年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。

7ページをお開き願います。

歳入について、ご説明申し上げます。

款 3 国庫支出金，項 1 国庫補助金，目 1 総務費国庫補助金，節 1 で国民健康保険制度関係業務事務費補助金が 1 万 9,000 円の増額，次の節 2 社会保障税番号制度システム整備費補助金が 13 万 4,000 円の増額で，これは資格管理システムの改修とオンライン資格確認等のシステム整備による増額分増額するものでございます。

次に，款 4 県支出金，項 1 県負担金補助金，目 1 保険給付費等交付金で，1 億 2,735 万 7,000 円の減額でございます。

内訳は，節 1 保険給付費等交付金，普通交付金の 1 億 2,761 万 9,000 円の減額で，一般被保険者療養給付費と高額療養費の減額によるものです。節 2 保険給付費等交付金，特別交付金で 26 万 2,000 円の増額は，9 月議会で補正いたしました施設勘定のホルター記録器の特別交付金になりまして，補助率は 3 分の 1 になります。

次に，款 5 繰入金，項 1 他会計繰入金，目 1 一般会計繰入金，節 1 保険基盤安定繰入金の保険税減額分が 163 万 5,000 円の減額，同じく節 2 保険基盤安定繰入金の保険者支援分が 94 万 6,000 円の減額で，いずれも交付額の決定により減額するものでございます。

節 3 職員給与費等の繰入金では，委託料等使用料の契約差金などで 128 万円の減額，節 4 出産育児一時金等繰入金，出産件数が 6 人分減額するもので 168 万円の減額，節 5 財政安定化支援事業繰入金は交付額の決定により 227 万 4,000 円の増額でございます。

同じく項 2 基金繰入金，目 1 財政調整基金繰入金は 1,583 万 8,000 円の減額で，今回の歳入歳出の減額補正により，基金繰入金の一部を繰り戻すものでございます。

次の 8 ページをお願いいたします。

款 7 諸収入，項 1 延滞金加算金及び過料，目 1 一般被保険者延滞金は 162 万 1,000 円の増額，同じく項 2 雑入，目 2 一般被保険者第三者納付金は 74 万 5,000 円の増額，目 4 一般被保険者返納金は 12 万 3,000 円の増額，これは，いずれも収入済額の実績計上でございます。

次に，目 6 雑入，国民健康保険事業費納付金退職被保険者等分返納金は 977 万 4,000 円でございます。

続きまして歳出でございますが，9 ページをごらんください。

款 1 総務費，項 1 総務管理費，目 1 一般管理費は 112 万 7,000 円の減額でございます。これは職員給与費で 3 万円の増額でございますが，これは給与改定に伴う増額によるものです。

節 13 委託料と節 14 使用料及び賃借料は，C S システムの契約差金による減額でございます。

次の 10 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費，項 1 療養諸費，目 1 一般被保険者療養給付費は 1 億 800 万円の減額と，次の目 2 退職被保険者等療養給付費の 109 万 5,000 円の減額でございます。これはいずれも被保険者数の減少により療養給付費の減額でございます。

次に、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費は1,852万4,000円の減額でございます。これも被保険者の減少により、高額療養費該当件数が少なくなったことによる減額でございます。

次に、項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金、節12の役務費で1,000円の減。

節19負補交で252万円の減額でございます。これは先ほど歳入で説明しましたが、出産見込み件数、当初は14人と見ていたんですが、これからの支出が8人と見込みましたので、その6人分の減額によるものでございます。

次に、11ページをごらんください。

款 3 国民健康保険事業費納付金の項 1 医療給付費分、項 2 後期高齢者支援金分、項 3 介護納付金分につきましては、いずれも保険基盤安定繰入金等の交付額決定に伴う財源内訳の変更でございます。

次に、款 6 保健事業費、項 2 目 1 の特定健康診査等事業費は304万円の減額でございます。これは主に、節 7 賃金につきましては、管理栄養士賃金及び通勤費で43万8,000円の減額で、保健指導のための管理栄養士分の減額となります。

次の12ページをお願いいたします。

節13委託料は、特定健康診査等業務委託で今年度集団検診等の受診者数と特定保健指導の利用者数が確定によるもので、235万9,000円の減額でございます。

節18備品購入費は、特定健康診査業務における保健指導に係るパソコン及びプリンターの各 1 台分の契約差金で24万3,000円の減額となります。

次に、款 9 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 直営診療施設勘定繰出金は29万1,000円の増額でございます。これは歳入で説明いたしましたホルター記録器の特別交付金を、施設勘定へ繰り出すものでございます。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。

18ページをお開き、お願いします。

まず、歳入でございますが、款 1 診療収入、項 1 外来収入、目 1 国民健康保険診療報酬は292万2,000円の減額、目 2 の社会診療報酬収入は50万円の減額、次の目 5 その他の診療報酬収入は70万円の減額です。これはいずれも診療収入の減額によるものでございます。

前に戻りまして、目 3 後期高齢者診療報酬収入は410万円の増額で、今年度の収入見込みによる増額でございます。

款 4 繰入金、項 1、目 1 の事業勘定繰入金は26万1,000円の増額でございます。これは事業勘定で説明いたしましたホルター記録器の事業勘定から施設勘定への繰入金となります。

次に、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は18万円の減額でございます。今回補正予算で余剰金が出ましたので、基金繰入金の一部を繰り戻すものでございます。

款 6 諸収入、項 2、目 1 の雑入は200万円の減額でございます。これは個人予防接種料

収入の当初見込みで減額によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、19ページをごらんください。

款1総務費，項1施設管理費，目1一般管理費は5万9,000円の増額でございます。これは給与改定に伴う増額によるものでございます。

次に，款2項1の事業費，目1医療用機械資材費は，事業勘定繰入金の交付金の決定に伴う財源調整の変更でございます。

目3医療用衛生材料費は200万円の減額でございます。これは医療用薬剤の購入額が減ったものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に，議案第10号について，飯田都市整備課長。

〔都市整備課長飯田喜紀君登壇〕

○都市整備課長（飯田喜紀君） それでは，議案第10号 令和元年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして，補足してご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表，繰越明許費でございます。款1下水道費，項1下水道費，事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で544万2,000円を繰り越しするものでございます。これは，県の利根浄化センターの建設工事に伴う町の負担金でございます。県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして，繰り越しするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第3表，地方債補正でございます。事業費の確定に伴いまして起債限度額の変更でございます。

公共下水道事業において1,340万円を1,050万円に，流域下水道事業において620万円を520万円に，過疎対策事業債流域下水道事業において270万円を220万円に起債限度額を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

初めに，歳入からご説明いたします。

款1分担金及び負担金，項1負担金，目1下水道受益者負担金で23万円の増額補正でございます。これは，公共ますの設置申請が2件，隣接地の購入による面積の変更申請が1件あったことにより増額となったものでございます。

次に，款2使用料及び手数料，項1使用料，目1下水道使用料，節2過年度分で124万6,000円の増額補正でございます。これは滞納整理の実績に伴い，過年度分使用料の増額を行うものでございます。

次に，款4繰入金，項1繰入金，目1一般会計繰入金で920万1,000円の減額補正でございます。これは歳出の減額補正に伴いまして減額するものでございます。

次に，款4繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金で，926万8,000円の減額

補正でございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道基金精算返還金926万8,000円により減額とするものでございます。

次に、款7町債、項1町債、目1下水道債で390万円の減額補正でございます。内訳は、節1公共下水道債で290万円減額、これは汚水管渠更生工事の事業費が確定したことによる減額でございます。

節2流域下水道債で100万円減額、これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金事業変更に伴い減額するものでございます。

次に、目2過疎対策事業債で50万円の減額補正でございます。内訳は、節2過疎対策事業債流域下水道で50万円減額、これは霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金事業変更に伴い減額するものでございます。

款7町債で説明させていただいた内容は、先ほど、第3表、地方債補正で説明させていただいた起債限度額の変更内容でございます。

7ページをお願いいたします。

続きまして、歳出をご説明いたします。

款1下水道費、項1下水道費、目1公共下水道建設事業費で145万7,000円の減額でございます。内訳でございますが、節2給料などの職員給与費で6万8,000円の増額、節19負補交で152万5,000円の減額、これは霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の今年度の事業費が確定したことによる減額でございます。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で1,968万1,000円の減額でございます。内訳でございますが、節2給料などの職員給与費で4万3,000円の増額。

8ページをお願いいたします。

節15工事請負費で339万5,000円の減額でございます。これは、浄化センター周辺環境施設整備工事及び下水道施設更生工事の工事費の確定による減額でございます。

節19負補交で1,632万9,000円の減額でございます。これは霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金が確定したことによる減額でございます。

次に、款2公債費、項1公債費、目1、目2利子で25万5,000円の減額でございます。これは節23償還金利子及び割引料で、公共下水道債、流域下水道債、過疎対策事業債の償還金の確定による減額でございます。

議案第10号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第11号について、大塚福祉課長。

〔福祉課長大塚達治君登壇〕

○福祉課長（大塚達治君） それでは、議案第11号 令和元年度利根町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正の概要は、主に保険料などの収入見直しと介護認定調査費などの総務費及び一般介護予防費などの地域支援事業費などの事業費の見直しによるものでございまして、

歳入歳出それぞれ58万円を減額するものでございます。

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1介護保険料，目1第1号被保険者保険料で480万円を増額するものでございます。こちらは被保険者数の増加に伴い，特別徴収現年度分は徴収見込み額の増額分として450万円を，また，普通徴収滞納繰り越し分の見込み額の増分としまして30万円を増額するものでございます。

続きまして，款3国庫支出金，項2国庫補助金，目1地域支援事業交付金総合事業で27万5,000円の減額でございます。こちらは主に一般介護予防事業費におきまして住民交流通いの場事業の補助金を活用する団体が当初ほど見込めなかったことで，対象経費の20%相当分を減額するものでございます。

次に，目2地域支援事業交付金総合事業以外の事業で4万6,000円を減額するものでございます。こちらは主に臨時職員である主任ケアマネジャーの更新研修等の見合わせにより，事業費の38.5%相当分を減額するものでございます。

次に，目3保健所機能強化推進交付金で227万8,000円を増額でございます。こちらの交付金は高齢者の自立支援や重症化予防など，地域包括ケアシステムの発展のために交付されるもので，今年度の評価指標に基づき内示額が示されましたことで増額するものでございます。

次に，款4支払い基金交付金，目2地域支援事業支援交付金で37万1,000円を減額するものでございます。こちらは国庫補助金同様，一般介護予防事業費におきまして住民交流通いの場事業の補助金申請が当初ほど見込めなかったことなどによりまして，対象経費の27%相当分の額を減額するものでございます。

続きまして，款5県支出金，項3県補助金，目1地域支援事業交付金総合事業で17万2,000円の減額です。こちらは国庫補助金や支払い基金の減額理由と同様でございます。対象経費の12.5%相当分を減額するものでございます。

次に，目2地域支援事業交付金総合事業以外の事業分で2万3,000円の減額です。こちらは国庫補助金と同様で，対象経費の19.25%相当額を減額するものでございます。

続きまして，款6繰入金，目2一般会計繰入金で123万7,000円を減額するものでございます。事務費繰入金におきましては，当初見込み時より事務費及び介護認定調査の事務経費がかからなかったことで，一般会計に繰り戻すものでございます。

次に，目3地域支援事業繰入金総合事業分で17万2,000円の減額でございます。こちらは，総合事業である介護予防生活支援サービス事業費の見直しにおける町負担分12.5%相当分の額を，一般会計へ繰り戻すものでございます。

次に，7ページになりますが，目4地域支援事業繰入金総合事業以外の事業分で2万3,000円の減額となります。こちらは，総合事業以外の事業における見直し減額分としま

して、町負担分の19.25%の額を一般会計へ繰り戻すものでございます。

続きまして、目5低所得者保険料軽減繰入金で691万8,000円を増額するものでございます。こちらは、昨年6月の議会定例会でもご説明いたしましたが、介護保険法の改正によりまして、今年度、低所得者における保険料の軽減対象段階が、第1段階から第3段階まで拡大されております。その際に、そのサービス財源を基金から繰り入れさせていただいておりましたが、このたび、国、県の負担金決定がありましたので、町負担分も合わせまして、その増額分を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、同じく項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金で1,225万7,000円の減額でございます。こちらは主に第1号被保険者における介護保険料の増額と、低所得者の保険料軽減における一般会計からの国、県、町負担金の増額分の繰り入れによりまして、基金から繰り入れが不要となった額を準備基金へ繰り戻すものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費で13万7,000円の減額でございます。こちらは事務費の印刷製本費におきまして、再発行納付書の追加印刷を要せずに業務に当たることができたため、不用額を減額するものでございます。

次に、項2介護認定調査等費、目1認定調査等費で110万円の減額でございます。こちらは介護認定調査における役務費の手数料におきまして、認定に必要な主治医意見書の作成依頼件数が当初見込みより少ないために70万円を減額するものでございます。また、委託料につきましては、要介護認定調査において新規申請や区分変更申請以外の更新対象者の委託件数が、当初見込みより少ないために40万円を減額するものでございます。

次に、9ページにまたがりませんが、款3地域支援事業費、項1包括的支援事業任意事業費、目1総務費で12万円の減額です。こちらにつきましては、人事院勧告による給与改定に伴い、地域包括支援センターの職員の給与費が合計で5万7,000円を増額となるものの、臨時職員である市民ケアマネジャーの新規研修や、更新研修等の見合わせによりまして、研修負担金を17万7,000円減額するものでございます。

次に、目1介護予防生活支援サービス事業費で8万6,000円を増額です。こちらは第1号通所事業の介護予防運動教室では、利用見込み数の減少により、委託料では78万6,000円が減額となるものの、デイサービスの利用者数の増加に伴い、第1号通所事業の負担金で87万2,000円を増額するものでございます。

次に、目1一般介護予防事業費で146万1,000円の減額です。こちらは主に、報償費につきましては介護予防講座における講師謝礼で、今年度の開催見込み実績から58万円を減額するものの、補助金では住民交流憩いの場事業における住民団体の活動実績などを勘案しまして78万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

項4 その他諸費，目1 審査支払い手数料で3,000円の増額です。こちらは介護予防生活支援サービスの利用者の増加に伴いまして，国保連での審査件数が増加したため，伸び率を勘案しまして，増額するものでございます。

最後になりますが，款5 基金積立金，目1 介護給付費基金積立金で214万9,000円の増額です。こちらは今回の補正見直しにより生じた剰余金を準備基金に積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君）次に，議案第12号について，直江保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは，議案第12号 令和元年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして，補足してご説明申し上げます。

予算書は最後のページ，4ページをお願いいたします。

まず，歳入でございますが，款1，項1，目1 後期高齢者医療保険料は，1,390万円の増額でございます。これは，被保険者数が当初見込みは3,201名から3,731人と530人の増加しているため，保険料を増額するものでございます。

次に，款3 繰入金，項1 一般会計繰入金，目2 事務費繰入金は15万2,000円の減額で，これはCS機器の契約差金になります。

次に，目3 保険基盤安定繰入金は349万9,000円の減額で，これは低所得者被保険者扶養者の保険料減額公費補填分の中の被保険者軽減分，5割負担なんですけれども，この対象者数が減少したことにより，後期高齢者医療広域連合への負担金が減額するものでございます。

続きまして，歳出でございます。

款1 総務費，項1 総務費，目1 一般管理費は15万2,000円の減額でございます。これは使用料及び賃借料で，CSシステム使用料の契約差金による減額でございます。

次に，款2，項1，目1の後期高齢者医療広域連合納付金は1,040万1,000円の増額でございます。これは被保険者の増加によりまして，保険料徴収額がふえ，納付額が増額となったものでございます。

議案第12号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君）説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第8号から議案第12号までの5件は議案調査のため，本日は説明のみにとどめ，3月6日に質疑，討論，採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第14，議案第13号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてから日程第16，議案第15号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更についてまでの3件を一括議題とし，補足説明を求めます。

まず，議案第13号について，久保田生涯学習課長。

〔生涯学習課長久保田政美君登壇〕

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは，議案第13号 布川地区コミュニティセンター指定管理者の指定について，補足してご説明申し上げます。

議案第13号では，布川地区コミュニティセンター指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが，次のページをごらんください。

利根町コミュニティセンター条例第13号の規定によりまして，指定管理者による管理を行わせるために，地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

前のページに戻りまして，公の施設の名称でございます。布川地区コミュニティセンター。

2としまして，指定管理者，茨城県北相馬郡利根町大字横須賀1291番地1，一般財団法人利根町シルバー人材センター，理事長安藤 晃。

次に，3としまして，指定期間でございます。こちらのほうにつきましては，令和2年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

シルバー人材センターは，平成29年4月1日から，布川地区コミュニティセンターの指定管理者として，施設の管理運営を適切に行っております。今後も継続して，管理運営をしていただきたく選定をさせていただきました。

なお，参考資料といたしまして，事業計画書，指定管理候補者の概要等を添付しております。こちらのほうをごらんいただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に，議案第14号について，狩谷保健福祉センター所長。

〔保健福祉センター所長狩谷美弥子君登壇〕

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは，議案第14号 利根町民すこやか交流センターの指定管理者の指定につきまして，補足してご説明申し上げます。

提案理由でございますが，次のページをごらんください。

利根町民すこやか交流センター条例第11条の規定により，指定管理者による管理を行わせるため，地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

指定管理者を下記のとおり指定するため，議会の議決をお願いいたします。

前のページにお戻りください。

1, 公の施設の名称, 利根町民すこやか交流センター。

2, 指定管理者, 北相馬郡利根町大字布川2968番地, 社会福祉法人利根町社会福祉協議会, 代表者, 会長佐々木喜章。

3, 指定の期間, 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

この町民すこやか交流センターは, 指定管理者制度導入以来12年間, 社会福祉法人利根町社会福祉協議会が, 適正に管理運営を行ってきておりますが, 本年3月31日をもって指定管理者としての期間が終了となるため, 指定管理者制度導入に係る指針に基づきまして指定管理者選考委員会で審査し選定したものでございます。

なお, 指定管理者の指定につきましては, 事業計画書, 団体の概要, 選定理由を参考資料として添付しておりますので, ごらんいただきたいと思います。

議案第14号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に, 議案第15号について, 川上企画課長。

〔企画課長川上叔春君登壇〕

○企画課長（川上叔春君） それでは, 議案第15号 龍ヶ崎市の公の施設を本町住民の使用に供させることに関する議決事件の変更について, 補足してご説明申し上げます。

本案は地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき, 平成14年12月10日, 議会の議決を経て締結した, 龍ヶ崎市との公の施設の相互利用に関する協定について変更するため, 議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては, 議案書, 最後のページをごらんください。

相互利用施設である本町の施設において, 公の施設の名称の変更と使用させる具体的な施設の名称の追加及び廃止を行うため, 地方自治法の規定に基づき提案するものでございます。

変更内容につきましては, 参考資料の新旧対照表をごらんください。

まず, 利根町の項中ナンバー1, 公の施設の名称において, 利根町立利根町公民館を利根町文化センターに改め, ナンバー2の利根町生涯学習センターの使用させる具体的な施設の名称に, 野球場を追加するものでございます。

次に, ナンバー8, 公の施設の名称の上曾根運動公園において, 旧漢字が使用されておりますので, 常用漢字に改め, ナンバー9の利根緑地運動公園の使用させる具体的な施設の名称中, テニスコートを廃止するものでございます。

いずれも令和2年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第13号から議案第15号までの3件は議案調査のため, 本日は説明のみにとどめ, 本

定例会最終日の3月18日に質疑，討論，採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第17，議案第16号 令和2年度利根町一般会計予算から日程第23，議案第22号 令和2年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第16号から議案第22号までの7件は，会議規則第39条第2項の規定により，説明を省略し，議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し，これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） これより，正副委員長の互選を行いますので，全員協議会室にお集まりください。

暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時25分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は11名です。10番若泉議員から所用のため退席するとの届け出がありました。

定足数に達しておりますので，会議を再開いたします。

ここで，久保田生涯学習課長から発言を求められておりますので，これを許します。

久保田生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは，先ほどご説明いたしました議案第13号 布川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について一部修正がございます。

こちらのほうに，指定管理者の名称でございます。

こちらのほうの名称でございますが，「一般社団法人」利根町シルバー人財センターでございますので，修正をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（船川京子君） それでは，正副委員長の互選結果を報告いたします。

予算審査特別委員会、委員長新井邦弘議員、副委員長井原正光議員です。

ここで委員長挨拶をお願いいたします。

新井邦弘予算審査特別委員会委員長。

〔予算審査特別委員長新井邦弘君登壇〕

○**予算審査特別委員長（新井邦弘君）** ただいま、予算委員長に拝命を受けました新井と申します。

議員の皆様もご存じのように、予算というものは直接住民の生活を左右し、その福祉のいかんを決するものでありますので、議会は審議するに当たり、住民全体の福祉を念頭に考えるべきだと思います。

一つの施策だけに重点を置くような見方ではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものでなくてはならないと思います。

議員の皆さんにおかれましては、慎重審議をお願いいたしまして挨拶とします。よろしくをお願いいたします。

○**議長（船川京子君）** 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付のとおりです。十分なる審査の上、本定例会最終日の3月18日に委員会審査の経過及び結果の報告をお願いいたします。

○**議長（船川京子君）** 日程第24、請願第1号 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

紹介議員1番峯山典明議員。

〔1番峯山典明君登壇〕

○**1番（峯山典明君）** 1番峯山典明です。最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書採択の請願書に関する請願趣旨の説明をさせていただきます。

私たちは、全国労働組合総連合（全労連）をナショナルセンターとする地方組織である茨城県労働組合総連合（茨城労連）です。

私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げ等の実現を目指して活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は27円引き上がり849円になりました。しかし、この金額は、全国加重平均時給（901円）に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が1,000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、1、最低賃金が低過ぎて生活できない、2、全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、3、中小支援策が不十分の三つです。

茨城県の最低賃金849円では、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活がで

きず、消費意欲が抑制されて、地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。

茨城県の最低賃金が現状のままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態に置かれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることにつながってしまいます。

また、最低賃金が低いままでは、県内を含め、全国で問題になっている人手不足をますます深刻化させるだけです。

以上のような理由で、町議会において、茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。

- 1, 政府は全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2, 政府はワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円に引き上げると。
- 3, 政府は最低賃金の引き上げとセットに、中小企業への具体的支援策を拡充すること。

以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

5番石井議員。

○5番（石井公一郎君） これ、今、最低賃金の大幅引き上げ。それでは、質疑いたしません。

最低賃金の大幅引き上げというようなことで、茨城県の最低賃金849円では、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができないというようなことで、そこでお伺いしたいんですが、政治決断で最低賃金を時給1,500円に引き上げることと、この1,500円の根拠を教えてください。

○議長（船川京子君） 峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） それでは根拠を説明させていただきます。

まず、日本の最低賃金が低いということですが、こちらで生活することがどうしてできないのか、これは時給で考えるのではなく、月給で考えるべきだと考えております。

例えば、時給1,500円。1日8時間働き、週5日働いて、どの程度になるのか。1,500円でも月給そこまで高くはならないです。年収300万円にはなります。

時給1,500円に上げてても、それでもまだまだ生活としては苦しいと言わざるを得ません。現在、849円で1日8時間働き、週5日働いたとしても、家賃を払い、光熱費を払い、保険などを支払ってはいは、生活することができません。

人並みの生活を保障する上でも、最低でも月給として考えれば1,500円は必要だと考え

ております。

以上です。

○議長（船川京子君） 石井議員。

○5番（石井公一郎君） 今の説明では、時給1,500円を月給に直すっていうんだけど、これはあくまでも政府のことでしょうけれども、本当に1,500円が、本当にこれ現実ね、実際に1,500円払って、その店なり何なり、そういう雇用しているのにな、利根町の役場のだって約1,000円ぐらいでしょうよ。そういうことを見ていくと、何か1,500円というのが余りにも大きな金額なのかな、そのように思えて質問したわけです。

これで終わります。

○議長（船川京子君） 答弁はいいですか。

峯山典明議員。

○1番（峯山典明君） それでは、回答させていただきます。

この利根町役場でも非正規雇用の方、時給が1,000円ぐらいという話ですけども、1日8時間働いても8,000円です。20日間働いても16万円です。そこから先ほど申しましたとおり、家賃を払い、食費を払い、光熱費を払い、税金を払い、本当に生活することは大変だと考えます。

以上のことから、最低でもやはり月給として考えると最低でも250万円以上300万円、多ければ多いに越したことはないと考えております。

以上です。

○議長（船川京子君） ほかに質疑ありませんか。

6番石山議員。

○6番（石山肖子君） 6番石山肖子でございます。今回のこの請願書について、内容について、一つお伺いいたします。

最低賃金制度、これは制度として、恐らく県のほうの最低賃金審議会、こちらのほうで毎回算出を行っていると思います。

この最低賃金審議会への茨城県労働組合総連合さんとしての働きかけ、そのようなものは、今までにございましたでしょうか。

○議長（船川京子君） 石山議員の質疑に対する答弁を求めます。

峯山議員。

暫時休憩とします。

午後2時37分休憩

午後2時39分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

峯山議員。

○1番（峯山典明君） 石山肖子議員のご質問に回答させていただきます。

こちらは現在確認中ですので、改めて後日お答えさせていただきます。

○議長（船川京子君） ほかに質疑ございますでしょうか。

2番山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 峯山議員にご質問いたします。

○議長（船川京子君） 済みません、ちょっと山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） 済みません、質問いたします。

○議長（船川京子君） ちょっと発言待ってもらっていいですか。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 質疑を打ち切ります。

本件は、会議規則第92条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会に審査を付託します。

総務産業建設常任委員会は、十分なる審査の上、本定例会最終日の3月18日に、審査の経過及び結果の報告をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 日程第25、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

あす3月3日は、議案調査のため休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月4日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時42分散会